

東大阪市ひとり親家庭 自立促進計画

● 概要版 ●



平成18年3月 東大阪市

近年の離婚率の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が増えている中で、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

本計画は、東大阪市の実情に沿ったひとり親家庭（母子家庭、父子家庭、寡婦）に対する施策を展開するための指針として策定しました。

◆計画の基本目標

ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち

◆計画推進の基本的な姿勢

- きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

◆具体的な自立支援プログラム

（1）就業の支援

ひとり親家庭、特に母子家庭が自立した生活が営めるように、就業相談、就業講習会の開催など総合的な就業支援体制を整えます。また、事業所に対して、ひとり親家庭の母親などの雇入れについて働きかけていきます。

施策の内容

- ① 安定した就業に向けた能力の開発
- ② ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇入れの促進
- ③ 就業の促進に対する総合的サポートの推進

相談から就業までの一貫した就業支援事業の流れ



（2）子育てや生活面の支援

ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事を両立できるように多様な保育サービスを提供します。また、子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体でひとり親家庭の親や子どもたちを支えていくようなしくみづくりを進めます。

施策の内容

- ① 保育サービスの充実
- ② 家庭での養育を支えるサービスの充実
- ③ 母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実
- ④ 住宅の確保に向けた支援の充実

(3) 養育費確保の促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって養育をしない親の養育費の支払いは当然の義務です。養育費確保に向けた広報・啓発を行うとともに、養育費の取り決め書類の作成や履行確保などの相談を充実させます。

施策の内容

- ① 養育費の取り決めの推進
- ② 養育費に関する啓発の推進

(4) 経済的な支援

児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金貸付などを行います。また、これらの制度について積極的に情報提供を行い、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

施策の内容

- ① 基本的な生活への支援
- ② 生活の向上と安定のための貸付
- ③ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

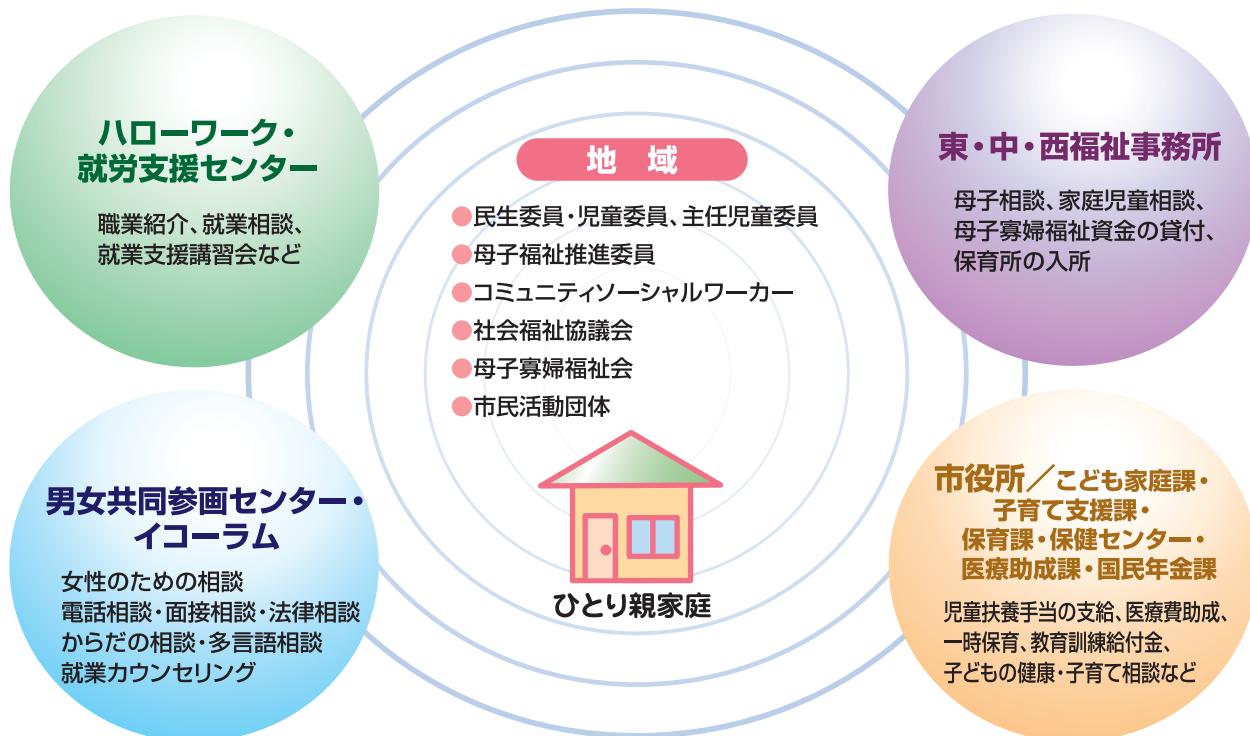
(5) 相談機能や情報提供の充実

福祉事務所の母子自立支援員を中心に相談体制を充実します。また、パンフレットやインターネットなど様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

施策の内容

- ① 情報提供の充実
- ② 相談機能の充実と連携
- ③ 相談にあたる者の資質の向上

相談・支援に関する連携図



(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

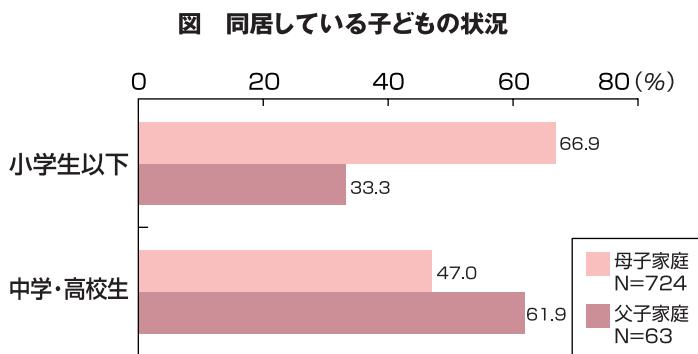
東大阪市母子寡婦福祉会が協働のパートナーとして活動できるよう支援、連携します。また、母子家庭の母親、父子家庭の父親、寡婦が抱える様々な課題を解決するための自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援します。

施策の内容

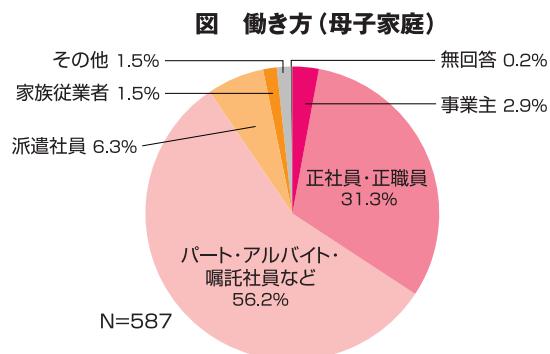
- ① 母子寡婦福祉団体との連携強化、団体活動への支援
- ② 関係機関の連携

◆ひとり親家庭の現状

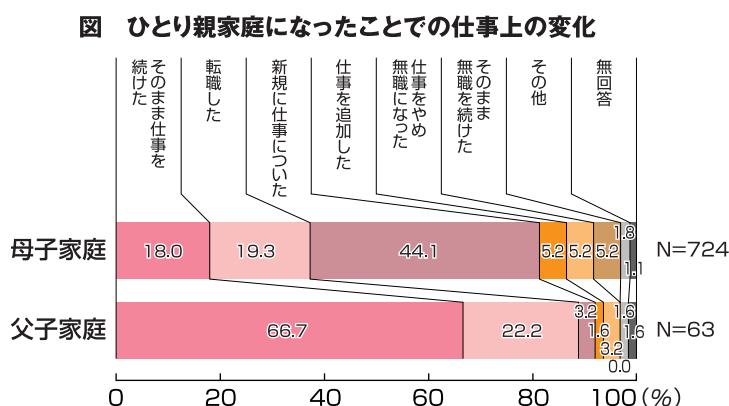
母子家庭の7割弱に小学生以下の子どもがいる



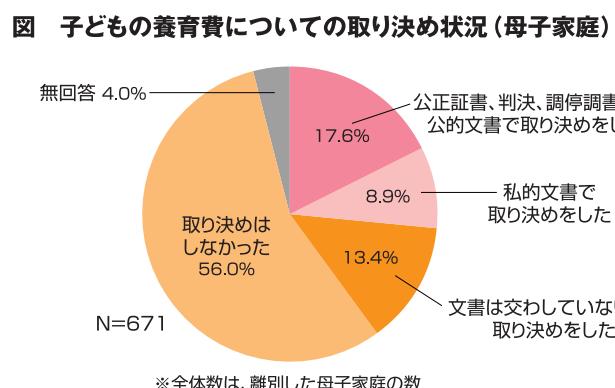
母子家庭の母親の働き方は身分の不安定な「パート・アルバイト・嘱託社員など」が過半数を占める



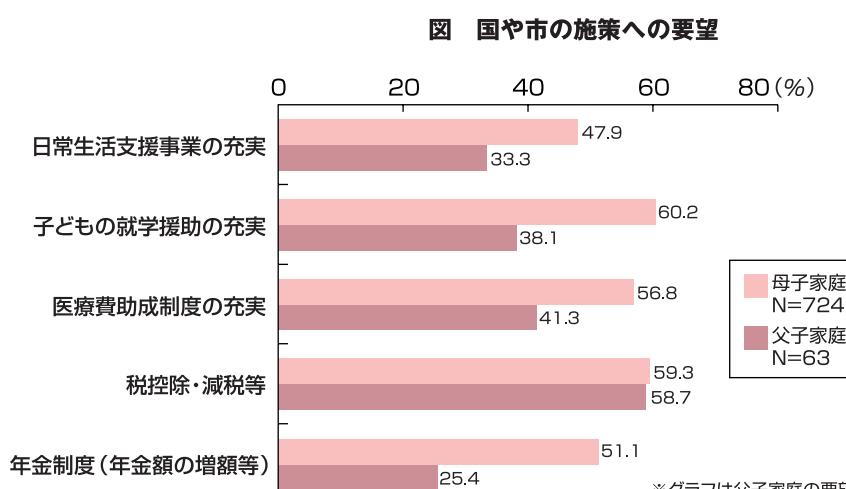
母子家庭になった後に仕事を開始あるいは転職、追加した割合は7割弱



養育費について何らかの取り決めがある母子家庭は約4割



父子家庭からの要望は減税、医療費の助成、そして子どもの就学援助の充実



*掲載のグラフは、「東大阪市ひとり親家庭(母子・父子家庭、寡婦)のアンケート調査」(平成17年度)によるものです

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画 概要版

発行 東大阪市健康福祉局福祉部
 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北50番地の4
 TEL(06)-4309-3194
 発行年月 平成18年(2006年)3月